原判決を破棄する。 被告人を懲役一年六月に処する。 原審における未決勾留日数中六〇日を右本刑に算入する。 理 由

(控訴趣意)

弁護人稲本錠之助及び同後藤英三提出の各控訴趣意書記載の通りであるから、これを引用する。

(当裁判所の判断)

一、 後藤弁護人の控訴趣意第一点のその一について。

(原判決に人とだ死かい点その表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別である。で、A 5の L 全 1 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 の M 5 で A 5 で A 5 の M 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A 5 で A

よつて審究すると、

右(一)の所論については、後述するように両者の死体について葬祭の義務があると認められる被告人がその義務を懈怠して死体を放置してその所在場所から離去すれば、死体遺棄罪を構成するものといわなければならないのであつて、原判決もまたこの趣旨に出たものであり、被告人の当時の心境が所論のようなものであつたとしても、それは単に情状に関する問題に過ぎず、そのために同罪の成立を否定すべき理由はない。又、原判決が被告人に死体遺棄罪の成立を認めたのは、葬祭のぞ務のある被告人が死体を放置してその所在場所から離去したという事実に基くのであるる被告人が死体を放置してその所在場所から離去したという事実に基くので、決してBの死体遺棄罪の成立を前提としては、原判決がとくに説明するよのでようにBに死体遺棄罪が成立するものと考えるものである。)、そのために被告人の死体遺棄罪の成立が否定されるものではない。

死体遺棄罪の成立が否定されるものではない。 所論は採用できない(原判決は、所論のように被告人に対する事実摘示として 「BがAらを殺害しその死体を遺棄した犯人であることを知り」と判示してBが殺 人及び死体遺棄の罪を犯した者であることを被告人が知つていたとしてとくにその 犯意を明らかにする意図に出たものであつて、原判決がBの死体遺棄罪の成立を前 提として被告人の死体遺棄罪を認めた趣旨でないことは原判決の全文を通読すれば おのずから明らかである。)。

前記(二)の所論については、従来の判例によれば、死体遺棄罪は葬祭に関する良俗に反する行為を処罰するのを目的とするものであるから、法令又は慣習により葬祭をなすべき義務のある者が、葬祭の意思なく死体を放置してその所在場所から離去する場合には、たとえみずから刑法上有責にその死体の死の結果を招いたものでないとしても、死体遺棄罪を構成するというにあると解せられるのであつて(大審院大正六年一一月二四日判〈要旨〉決録二三輯一、三〇二頁、大正一三年三月一四日判例集三巻二八五頁)、原判示のA及びCの両名は〈/要旨〉被告人の妻子であるので、被告人は慣習上これらの死体の葬祭をなすべき義務のあることは明らかであるから(右大正六年の判例参照)たとえ本件の死体について被告人がみずから刑法上

有責にその死の結果を招いたものでなく、又その死体について何ら場所的移転を加えたのでないにしても、右死体が他人の宅の押入れに隠してあることを知りながら葬祭の意思なくこれを放置してその場所から離去した被告人の所為に対し、原判決が死体遺棄罪をもつて問擬したのは正当という外はなく、所論の死体遺棄罪に関する従来の判例についての解釈は誤つた独自の見解に基くものであり、所論は採用の限りでない。

ニ、 後藤弁護人の控訴趣意第一点のその二及び稲本弁護人の控訴趣意中「原判 決第二(「第一」の誤記と認める。

以下同じ。)の二の所論はいずれも被告人は官憲に自首したと認められるにかかわらず、原判決が自首したとは認められないとして刑法第四二条第一項の規定を適用しなかつたのは違法であるといらものであるが、仮に被告人の所為が自首にあたるとしても、自首はいわゆる刑の裁量的減軽事由に過ぎないのであるから、この点についての誤認は刑事訴訟法第三八二条の事実誤認には該当しないので(大審院大正一五年六月七日、判例集五巻二四五頁等参照)、原判決が自首を認めなかったことを事実誤認の問題としてとり上げその当否をとくに説明すべき限りではなく、又原判決が刑法第四二条第一項による刑の減軽をしなかつたことをもつて法令適用の計算を表することとできない。もつとも、被告人の所為が自首にあたるとの主張は量刊を可能とはなるのであるから、この点については後述の量刑不当の主張に対する判断の個所で併せて判断することとする。

(その余の判決理由は省略する)

(裁判長判事 足立進 判事 栗本一夫 判事 浅野豊秀)